

判決年月日	平成25年2月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10200号		
○発明の名称を「外光遮断層，外光遮断層を含むディスプレイフィルタおよびディスプレイフィルタを含むディスプレイ装置」とする発明の拒絶査定に対する不服審判請求の不成立審決について，特許法36条6項2号（明確性要件）及び同条4項1号（実施可能要件）の判断に誤りがあるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法36条4項1号，6項2号

本件は，原告が，特許庁に対し，発明の名称を「外光遮断層，外光遮断層を含むディスプレイフィルタおよびディスプレイフィルタを含むディスプレイ装置」とする発明について特許出願をしたが拒絶査定を受け，これに対して不服審判の請求をしたが不成立審決を受けたことから，その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は，以下のとおり，審決の特許法36条6項2号（明確性要件）及び同条4項1号（実施可能要件）の判断には誤りがあるとして，審決を取り消した。

すなわち，審決は，本願発明に係る特許請求の範囲の記載のうち，「黒色の金属」の意義が明確であるとはいえないとして，特許法36条6項2号に違反すると判断する。しかし，①本願発明に係る特許請求の範囲の「前記金属粉末は，黒色の金属である」との記載は，その文言どおり，樹脂に添加される金属粉末の色が黒色であることを意味するものと理解することができること，②本願発明における遮光パターンは，外部からパネルアセンブリに流入する外部環境光を遮断するものであり，光の吸収が可能となるように，黒色の金属粉末を用いるものであるから，本願発明における金属粉末の「黒色」とは，外部環境光の吸収が可能な程度の黒色であると理解することができること，③金属粉末は比表面積が大きいいため，通常，大気中では表面が酸化された状態にあるところ，金属の酸化物に黒色のものが存在することは当業者に広く知られた事項であり，金属粉末として黒色のものが存在することも技術常識といえ，当業者は，黒色の金属粉末が具体的にどのようなものであるかを理解することができることからすれば，本願発明に係る特許請求の範囲の「前記金属粉末は，黒色の金属である」との記載の意味は明確といえる。

また，審決は，①本願明細書の発明の詳細な説明に記載された「表面が黒く処理された」金属は，例えば，顔料の素材のように導電性を持たないものを含むところ，そのような物質では，「電磁波遮断機能を効率的に具現することができる」との効果を発揮することができない，②本願明細書の発明の詳細な説明には，「表面が黒く処理された」金属を金属粉末として樹脂に添加した後も，「黒色の金属」という物理的性質を保持するための具体的手段が開示されていないとして，本願明細書の発明の詳細な説明の記載は，当業者が本願発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものではなく，特許法36条4項1号に違反すると判断する。しかし，本願発明は，特許請求の範囲において，「前

記金属粉末は、黒色の金属である」とし、本願明細書の発明の詳細な説明に記載された「表面が黒く処理された」金属と「黒色の金属」のうち、「黒色の金属」に特定したものと解されること、金属粉末として黒色のものが存在することは技術常識といえ、当業者は黒色の金属粉末が具体的にどのようなものであるか理解することができるものと認められることからすれば、「金属粉末の表面が黒く処理された」金属について実施可能要件を満たすか否かにかかわらず、本願明細書の発明の詳細な説明に記載された「黒色の金属」については、特許法 36 条 4 項 1 号に違反しないものと認められる。